

○財務省告示第四百四十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年四月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年五月十日

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十

八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びその 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

五

募方

入決定の

イ

入札競争

ロ

特別参加場

ごとに応募限度額を定めるもの
に よる 発 行 (以 下 「 国 債 市 場 特
別 参 加 者 ・ 第 II 非 価 格 競 争 入 札
発 行 」 と い う 。)
各 申 込 み の うち 応 募 価 格 の 高 い
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応
募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

発

入札競争

イ

入札競争

ロ

特別参加場

財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い
て 、 額 面 金 額 で 五 千 五 百 十 三 億
円
財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い
て 、 額 面 金 額 で 四 百 八 十 六 億 円

ハ

特別参加場

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

十
三

争入及国
行及び特
債市場特
別参加者
・第Ⅱ非
価格競争
入札発行
利率

十
四

初
期
利
子

(一) 年

一・八パーセント
は、募入決定の通知を受け、算者は、払込金額に加えて、式による規定する日額を第二式に規定する。期日に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{26}{365}$$

(二)

発行時において、その利率に
係る所得が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の
座に記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の算式
により算出した金額から、該
金額の二分の一を乗じて、該
金額に百分の二十・三を乗
じ、た金額(おいたし、三
を發行時に、又は、外国債
が非居住者又は、前記(一)
る場合、居住者又は、前記
よる算出た金額に、該式に
住者又は、外国税人額に、適
ける所得税の税率を乗じた金
額(を控除すること)ができる。

平
成二五年九月二十日
期とし、次算式により算出た
た、支払う。ただし、算出し

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限

平成二十五年四月十五日

財務大臣から通知を受けた者

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 18}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成五十五年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行